

手数料：通常

<採用支援サービス(人材紹介)の料金規定について>

1.) 本サービスを通じて紹介を受けた応募者を採用し入社に至った場合、人材紹介の対価として、下記の料金を消費税を加算した金額を支払います。

◆理論年収×35%(1人採用ごとの料金)

→ 理論年収 = 月額固定給(*)×12ヶ月 +
賞与算出基準額×前年度実績賞与支給月数

*月額固定給

= 基本給 + 家族手当 + 住宅手当 + 役職手当 + その他諸手当

通勤交通費、時間外・休日・深夜労働手当等の割増賃金は月額固定給に含みません。

ただし、割増賃金を一律に支給する場合、一律に支給する金額は月額固定給に含みます。

また、年俸制を採用する場合は年俸額を、1年未満有期雇用契約の場合は契約期間を1年間とみなして換算した額を理論年収とします。

2.) 応募者が入社後、応募者の責による解雇または自己都合により退職した場合、支払った料金のうち、以下金額を返還ください。

ただし、返還請求は応募者が退職した日の翌月末日までに行うものとし、翌々月1日以降は理由の如何を問わず、料金の返還は一切請求しません。

1ヶ月以内 料金の80%

1ヶ月超え3ヶ月以内... 料金の50%

3ヶ月超え6ヶ月以内... 料金の10%

3.) 応募者と委任契約、準委任契約、請負契約その他これに準ずる契約を締結した場合にも、上記 1.)、2.) を準用します。

大阪府大阪市中央区淡路町1-6-9
株式会社エステム建築事務所

許可番号：27-ユ-302259

手数料：最大

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	【成功報酬】 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 100% 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	【成功報酬】 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 100% 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	【成功報酬】 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 100% 手数料負担者は求人者とします。

※1. 労働契約における契約期間が1年に満たない場合は、契約期間を1年間とした場合の年間想定賃金を算定基礎とします。

※2. 上記手数料に消費税は含まれておりません。

株式会社エステム建築事務所 本社
大阪市中央区淡路町一丁目6番9号
許可番号：27－ユ－302259